

雰囲気式高速昇温電気炉の賃貸借に係る契約書(案)

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川 能嗣(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは、次の条項により 乙所有の雰囲気式高速昇温電気炉の賃貸借に
関する契約を締結する。

(契約対象物件および設置場所)

第 1 条 賃貸借の契約対象物件および設置場所は別紙「借入物件一覧」のとおりとする。

(賃貸借期間)

第 2 条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(賃貸借料)

第 3 条 賃貸借料は、総額 金 円(うち消費税額および地方消費
税額は 円)とし、1か月(月の初日から末日までをいう。)につき、
金 円(うち消費税額および地方消費税額は 円)とする。

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項および第 29 条なら
びに地方税法第 72 条の 82 および第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 108
分の 8 を乗じて得た額である。

3 賃貸借料は、賃貸借開始の日から起算し、期間満了の日までについて、月毎に計算す
るものとする。

4 賃貸借期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。
$$\frac{\text{賃貸借料月額} \times \text{当月賃貸借日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の賃貸借料(円未満端数切り捨て)}$$

5 甲が賃貸借期間の短縮を乙に申し出た場合は、乙は当該期間の短縮に努力するととも
に、この契約の賃貸借料の算定基礎となった賃貸借料算定基礎年限を見直し、新たな賃
貸借料算定基礎年限をもとに甲乙協議のうえ、賃貸借料を改定し、その額および支払方
法を別に定める。

(賃貸借料金の請求および支払)

第 4 条 乙は、月ごとの賃貸借料金を毎月甲に請求するものとする。

2 甲は乙の適法な請求書を受領したときは、その月の月末までに支払うものとする。

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金 金 円

(瑕疵担保責任)

第 6 条 甲は当該物件に隠れた瑕疵があったときは、書面で乙に通知する。

2 前項の瑕疵があるときは、乙は物件の売り主への請求権を、甲が受ける損害を防止す
る範囲内で、甲に譲渡できるものとし、乙はその善後処理に協力するものとする。

(物件の保守)

第 7 条 乙は、物件が常に完全な機能を保つよう甲の定める保守サービス等計画書により、自
己の負担において調整、修理または部品の交換等所要の保守(以下「保守」という。)
を行うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、保守を必要とするときの費用は、甲の負担とする。

(物件の使用および維持管理)

第 8 条 甲は、物件の使用および維持管理については、適切な環境の保持に努めるとともに、
常に善良な管理者の注意をもって物件を使用し、管理しなければならない。

2 乙は、甲に対し前項の適切な環境の保持について常に適切な助言を行う等これに協力
するものとする。

3 物件自体ならびに物件の設置、保管および使用によって第三者が損害を受けたときは、甲の責任において解決するものとし、甲はその内容を乙に知らせるものとする。

4 甲は、当該物件を第三者の権利の目的物とすることができない。

(物件の現状変更)

第9条 甲は、次の場合は必ず事前に乙から書面で承諾をとるものとする。

(1) 物件を所定の保管場所から移動し、または物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去し、もしくは取り替えたりその他物件の模様替えおよび改造をして、物件引渡のときの現状を変更するとき。

(2) この契約による権利を他に譲渡し、または物件を他に使用させ、もしくは担保に供するとき。

2 第三者が物件について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害するおそれのあるときは、甲はその事情を乙に知らせるものとする。

(契約内容の変更)

第10条 甲は、必要のあるときはこの契約の内容を変更し、または物件の借入を中止させることができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天変事変その他不測の事態に基づく経済状態の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲または乙は、相手方と協議の上、契約金額、借入期間その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第12条 甲および乙は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は相手方に催告を行った後、書面によってこの契約を解除することができる。

2 甲または乙のいずれかの責に帰する事由により契約が解除または解約されたときは、相手方に対し解約金を支払うものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第13条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙1の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(物件の保険)

第14条 乙は物件について、その借入期間を保険期間として物件に関する損害を補する損害保険契約を締結するものとする。

2 保険の種類は動産総合保険とし、保険金額は物件の時価とする。

3 保険料は賃貸借料の額中に含むものとする。

(物件の滅失・棄損)

第15条 物件の滅失、盗難等により、甲が物件の現有を失い、乙の所有権が回復する見込みのないとき、または物件が損傷して修理不能のときは、甲は直ちに乙に通知するものとし、乙が契約の継続が困難と判断した場合は、この契約は終了する。

2 前項の事由が甲または乙のいずれかの責により生じた場合は、第12条の規定による解約金に相当する額（以下「解約金相当額」という。）を相手方に支払うものとする。

3 乙が保険金を受け取ったときは、その限度において解約金相当額より差引する。

(乙の権利)

第16条 乙は、物件に乙の所有である旨および乙からの賃貸借物件であることの表示をつけるものとする。

2 乙またはその代理人は、いつでも物件をその保管場所で点検することができる。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、第4条第2項の期間内に支払を受けなかった場合は、甲に対し、同項の支払期限の翌日から起算して遅延日数に応じ年5%の割合による遅延利息を請求することが出来るものとする。

4 物件に対する公租公課に変動が生じた場合は、甲乙協議の上賃貸借料を変更することができるものとする。

(物件の譲渡制限)

第17条 乙は、本契約の存続中、甲の承諾なしに物件および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

2 第2条の賃貸借期間または第3条第5項により新たに設定した賃貸借期間の終了後、甲が乙に対する全ての債務を履行した時点で、乙は甲に対して物件の所有権を無償にて譲渡するものとする。

(秘密保持)

第18条 乙は、その職務上知り得た甲の業務上の内容を利用し、または第三者に漏洩してはならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義についての協議)

第20条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）その他の法令の定めるところにより、甲乙協議して定めるものとする。

(信義誠実等の義務)

第21条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500
公立大学法人滋賀県立大学
理 事 長 廣川 能嗣

乙

誓 約 書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

[代表者の生年月日・性別]

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)